

(令和6年4月1日以降の期間を対象とする届出・報告について)

# 36協定や裁量労働制に関する届出・報告の際に、労働保険番号や法人番号の記載が必須となります！

ここをチェック！

時間外労働に関する協定届 休日労働		労働保険番号		法人番号	
		事業の所在地(電話番号)		協定の有効期間	
		(電話番号: - - )			
届出の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数		
			1日	1箇月(①については45時間まで、②については42時間まで)	1年(①については360時間まで、②については320時間まで)
			法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数 (任意)
					起算日 (年月日)

これまでは、36協定などの法定様式に設けられた労働保険番号や法人番号の記載欄については任意の記載項目とされてきましたので、同欄に未記入の場合でも受理させていただいていますが、新たに、令和6年4月1日以降の期間を対象とする届出・報告については当該欄への記載が必須となります。

このため、窓口・郵送・電子申請等により、届出・報告いただく際に、同欄が未記入の場合には、監督署の窓口で追記いただいたり、電話等で確認をさせていただいたりすることがありますのでご理解をお願いいたします。

法人番号は、多くの場合、国税庁法人番号公表サイト (<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>) で検索いただけますが、個人事業主などで法人番号がない場合などは未記入のままで差し支えありません。

また、法定様式に労働保険番号等の記載項目が設けられていない届出や報告(1年単位の變形労働時間制など)については記載欄を追加していただくことは不要です。

ご不明な点は、出雲労働基準監督署(0853-21-1240)までお気軽にお問合せください。